

平成 2 2 年八王子市公告第 1 6 3 号の一部を次のように改正し、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。

令和 6 年 4 月 1 日

八王子市長 初 宿 和 夫

改正後	改正前
<p>第 2 競争入札参加資格の申請</p> <p>1 申請</p> <p>組合の登録申請の条件は、公告第 162 号第 2 の 2 と同一とする。</p> <p>ただし、競争入札に参加しようとする業種について、定款に共同受注についての定めがない組合は、申請を行うことができない。</p> <p>申請は、下記の経審方式又は審査対象事業者方式のいずれかの審査方式を選択して行う。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 審査対象事業者方式</p> <p>所属する組合員から審査対象事業者(下記の条件に該当する者)を 5 者を限度として選任し、客観点数及び主観点数について、下記の第 5 に定める算定方法により審査対象事業者の合算値又は平均値等を用いて客観点数及び主観点数を算定する方式。</p> <p>ア 申請する営業種目について<b>電子調達サービス</b>に登録申請を行い承認された者であること。</p> <p>イ 申請する組合に理事として所属していること。</p> <p>これらの審査方式については、営業種目により別とすることはできないので、組合としてひとつの審査方式を選択して申請を行うこと。</p>	<p>第 2 競争入札参加資格の申請</p> <p>1 申請</p> <p>組合の登録申請の条件は、公告第 162 号第 2 の 2 と同一とする。</p> <p>ただし、競争入札に参加しようとする業種について、定款に共同受注についての定めがない組合は、申請を行うことができない。</p> <p>申請は、下記の経審方式又は審査対象事業者方式のいずれかの審査方式を選択して行う。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 審査対象事業者方式</p> <p>所属する組合員から審査対象事業者(下記の条件に該当する者)を 5 者を限度として選任し、客観点数及び主観点数について、下記の第 5 に定める算定方法により審査対象事業者の合算値又は平均値等を用いて客観点数及び主観点数を算定する方式。</p> <p>ア 申請する営業種目について<b>共同運営電子調達サービス</b>に登録申請を行い承認された者であること。</p> <p>イ 申請する組合に理事として所属していること。</p> <p>これらの審査方式については、営業種目により別とすることはできないので、組合としてひとつの審査方式を選択して申請を行うこと。</p>

### 第 3 申請方法

公告第 162 号第 3 と同一とする。ただし、審査対象事業者方式により申請する組合については、審査対象事業者全てが電子調達サービスに登録申請を行い承認された後でなければ、申請を行うことができない。

### 第 3 申請方法

公告第 162 号第 3 と同一とする。ただし、審査対象事業者方式により申請する組合については、審査対象事業者全てが共同運営電子調達サービスに登録申請を行い承認された後でなければ、申請を行うことができない。